

消防設備保守点検

いつどのような形で、災害が発生するとも限りません。そうした万一の時に防災設備として機能を果たさなければ設置している意味がありません。消防法では、関係者の方々に定期的に設置してある消防設備に対し点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。当社は、お客様のご要望に即対応し、さらなる『安全・安心』を提供できるセールス・エンジニアという、プロ集団をそなえた会社です。



消防設備保守点検とは？

点検・報告義務のある方

消防法で定める防火対象物の関係者
(所有者・管理者・占有者)

点検実施者

消防設備士・消防設備点検資格者が行います。

消防設備保守点検の対象

「消防用設備等定期点検」は、防火対象物の法定点検です。次のいずれかに該当する対象物は、定期点検義務があります。

対象物の延べ面積が1,000平方メートル以上
防火対象物で特定用途が避難階以外(地階又は3階以上)の階にあり、階段が内階段1(1階段建物)しかない建物

点検実施期間

機器点検 6ヶ月に1回以上

機器の作動・機能・外観を消防設備の種類に応じ、告示で定める基準に従い点検し確認します。

総合点検 1年に1回以上

消防設備などの全部もしくは、一部を作動させ、総合的な機能を告示で定める基準に従い点検し確認することです。

点検する消防用設備

警報設備

- ・自動火災報知設備
- ・ガス漏れ火災警報設備
- ・漏電火災報知器
- ・その他

消火設備

- ・消火器
- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラーなど
- ・その他

避難設備

- ・避難器具
- ・誘導灯
- ・避難器具など

報告業務について

消防用設備等の機能を点検後、「消防用設備等点検報告書」を消防機関に報告します。点検結果は、法令の様式書類(消防用設備・特殊消防用設備等点検結果報告書)で所轄の消防署へ建物の用途により年1回、または3年に1回の提出が義務づけられています。

特定用途防火対象物(1年に1回)

百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など

非特定用途防火対象物(3年に1回)

工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など



消防本部のある市町村は消防長または消防署長

消防設備保守点検の流れ



- 1: お客様と綿密な打ち合わせをし、保守点検契約をします。
- 2: 消防設備保守点検の実施
(自動火災報知設備・誘導灯・消火器)
- 3: 点検結果報告書の作成
- 4: 消防機関への点検結果報告書の代行提出
- 5: オーナー様へ点検結果 報告書の返却

※必要な場合には、不備不良箇所等の見積もり作成・不良箇所修繕も行います